

## 【原著】

# 「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」の 職場の喫煙対策等に及ぼす影響

## ～第1報 条例後のアンケート調査を踏まえて～

齋藤照代<sup>1)</sup> 福田えり<sup>2)</sup> 戸島洋一<sup>3)</sup> 高橋裕子<sup>4)</sup>

### 要 旨

**目的：**神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例施行後の実態を把握し、受動喫煙対策の実行を促進および阻害する要因を調査する。

**対象と方法：**神奈川県内の公共施設に対し、受動喫煙防止条例施行後の現状を自記式質問紙によりアンケート調査。

**結果：**918施設のアンケート結果から、条例施行6カ月時点での認知度は全体で88.6%であり、条例後受動喫煙対策が強化された施設は38%であった。利用者数や売上の変化は、変わらないが最も多く56.3%であったが、受動喫煙対策間で有意な違いがあり、売上減少が多いのは、分煙施設であった。受動喫煙対策を進める予定がある施設の推進理由は、受動喫煙は健康に影響を与える可能性があるため、健康増進法のため、受動喫煙防止条例のための順で多く、進める予定がない施設の予定なしの理由は、受動喫煙防止は喫煙者のマナーの問題である、喫煙室を設けるスペースがない、であった。

**結論：**条例の認知度は高く、利用者数や売上の変化は分煙を行った施設で減少傾向を認めた。受動喫煙対策推進理由から受動喫煙による健康影響への認識や法令の施行が受動喫煙対策の促進要因であり、受動喫煙への認識不足や、喫煙室設置スペースが阻害要因となっていることが分かった。

**キーワード：**神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例、職場の受動喫煙対策、売上、アンケート調査

## I. はじめに

近年、受動喫煙の深刻な影響が明らかになる<sup>1)</sup>とともに、世界各国で受動喫煙に対する罰則を盛り込んだ法的規制の強化が拡大されている<sup>2)</sup>。すでに一般の職場だけでなく、サービス産業を含むすべての職場を禁煙とする受

動喫煙防止法も成立している。その背景には、喫煙する利用者の利便性よりも、飲食店等で働く従業員を受動喫煙から保護することの方が重要であるとの考えがある。

日本においても「健康増進法」や「職場における喫煙対策のための新ガイドライン」といった職場を対象とした受動喫煙対策関連法令やガイドラインは存在するが、努力義務に留まり罰則にまでは踏み込んでいない。しか

1) 勤労者健康科学研究所・(独) 労働者健康福祉機構  
東京労災病院勤労者予防医療センター  
2) 同機構 関東労災病院勤労者予防医療センター  
3) 同機構 東京労災病院勤労者予防医療センター  
4) 奈良女子大学

責任者連絡先：齋藤照代  
東京都千代田区九段南1-5-6(〒102-0074)  
勤労者健康科学研究所  
TEL：03-6869-8700  
Email：saito-teruyo@fol.hi-ho.ne.jp

し、2002年、千代田区において路上喫煙を防止する「安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例」が施行された<sup>3)</sup>。路上の「歩きたばこ」を罰則付きで禁止した条例としては全国初の条例であり、現在、東京23区のみならず全国に広がりを見せている。

また2010年4月には、神奈川県で公共施設での屋内喫煙を罰則付きで規制する全国初の取り組みである「神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例」<sup>4)</sup>（以下、「神奈川県受動喫煙防止条例」という）が施行された。

受動喫煙の曝露に安全なレベルは存在せず<sup>1)</sup>、これを機に屋内においても確実な受動喫煙対策が全国に広まることが期待されている。しかし屋内の受動喫煙規制に関しては、「売上や利用者減少」を懸念し、飲食店を中心としたサービス産業からの反対意見が根強く、これら団体の受動喫煙対策推進の不安要因となっている。

本研究では、受動喫煙防止条例施行後の実態と受動喫煙対策の阻害要因を把握し、職場の受動喫煙対策のさらなる推進と効果的な受動喫煙対策の方法についても検討を行うことを目的とした。

## II. 対象及び方法

### 1. 対象

2010年9月1日から10月31日にかけて、神奈川県産業保健推進センター登録施設等を中心に、神奈川県下内の公共施設（第1種施設、第2種施設、特例第2種施設）3127施設の施設責任者及び喫煙対策担当者を対象に実施した

### 2. 方法

「神奈川県受動喫煙防止条例」施行後の受動喫煙対策等の現状を自記式質問紙調査法により行った。

調査票の送付は主に郵送にて行い、一部、訪問による回収も実施した。質問紙は神奈川県の事前調査を参考に独自に作成した。内容は、回答者の所属施設の条例分類である第1種施設（学校・病院等）、第2種施設（大規模飲食店等）、特例第2種施設（小規模飲食店等）の確認と回答者の性別・年齢・所属・喫煙の有無について、条例の認知度、施設の受動喫煙対策、条例後の変化（受動喫煙対策、利用者数・売上げ、従業員の喫煙行動）、受動喫煙対策推進動機と取り組まない理由、行政への要望、意見についてである。また統計解析には統計解析アDOI

ンソフトExcel統計2010を使用し、群間の比較については $\chi^2$ 検定を用い個別項目の詳細な差は残差分析を用いて解析した。有意水準は5%未満とした。

### 3. 倫理面での配慮

本研究は、東京労災病院および関東労災病院の倫理審査委員会の承認を受け行われた。質問紙は無記名で、被験者には文書および口頭にて説明を行い、アンケートの提出および返送により同意が得られたものとした。また調査の依頼状に結果は公表することを明記したうえで行なわれた。

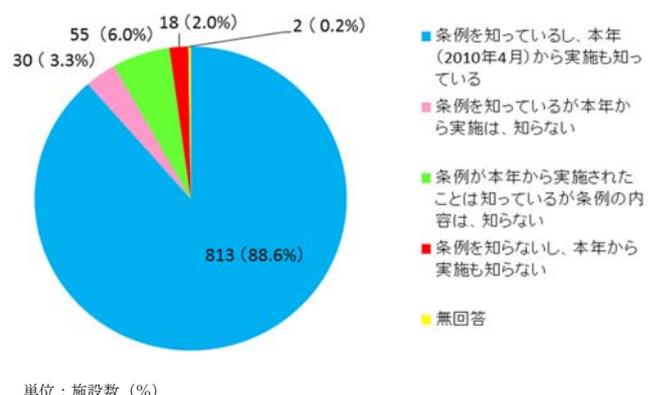
## III. 結果

調査対象である3127施設中、939施設から回答が得られ（回収率30.0%）、その中で有効回答と思われる918施設（97.8%）を解析対象とした。

回答者の所属施設を条例分類別にみると、第1種施設は、病院・診療所が、59.3%、第2種施設は、大規模飲食店が25.9%、特例第2種施設は、小規模飲食店が、31.3%とそれぞれ最も多かった。回答者の所属は、管理職が43%と最も多く、喫煙の有無は、非喫煙者が53.3%と大半を占めた。なお、条例対象外である事務所・工場は、その他施設に分類した。

### 1. 条例の認知度（図1）

「神奈川県受動喫煙防止条例」の施行後6ヶ月の認知度は、全体では「条例を知っているし、本年から実施も知っている」が88.6%であった。条例別でみると第2種・特例第2種施設での認知度が90%を超えていた。



単位：施設数 (%)

図1 条例の認知度 (n=918)

## 2. 受動喫煙防止対策の実施状況

条例施行後の受動喫煙対策の変化は、全体では、「変わらない」が最も多く58.6%、次いで「強化された」が38.0%であった。

条例分類別では、第1種は、「変わらない」58.5%、第2種は「強化された」81.5%がそれぞれ最も多く、特例第2種は、「変わらない」56.5%、「強化された」が40%であった。

受動喫煙対策別では、全体では「建物内禁煙」が36.9%と最も多く、「受動喫煙対策未実施」は8.3%であり、約9割の施設が何らかの対策を実施していた。

また受動喫煙対策を条例分類別でみると、第1種は、建物内禁煙と敷地内禁煙を合わせると89.2%、第2種は、建物内禁煙が37%、特例第2種は、受動喫煙対策未実施26.1%、条例対象外であるその他(事務所・工場)では、喫煙室が46%とそれぞれ最も多かった(図2)。



図2 受動喫煙防止対策の実施状況 (n=918)

## 3. 利用者数や売上の変化(表1・表2)

受動喫煙対策実施後の利用者や売上の変化は、全体では「変わらない」が最も多く84.6%、「減少した」12.8%、「増加した」2.6%と続いた。

売上を条例分類別で見ると、条例別で有意差がみられた(P<0.01)。第1種は、「変わらない」が多く、第2種と特例第2種では「減少した」が多かった。

これを受動喫煙対策別で見ると、売上は、受動喫煙対策別で有意な違いがみられた。「喫煙室」、「喫煙コーナー」、「時間禁」は売上げが「減少した」が多かった(p<0.05)。

## 4. 従業員の喫煙行動(表3)

「神奈川県受動喫煙防止条例」施行後の従業員の喫煙行動の変化は、全体では「特に変化はない」が最も多く64%、「禁煙する人が増えた」20%、「喫煙本数を減らす人が増えた」14.7%と続いた。対策別でみると、「受動喫煙対策を実施した」施設の「禁煙する人が増えた」は、21%であった。

一方「受動喫煙対策を実施していない」施設においては、「禁煙する人が増えた」は9.8%であり、「受動喫煙対策を実施した」施設の「禁煙する人が増えた」と比較し有意差が認められた。「受動喫煙対策を実施してい

表1 利用者数や売上の変化(条例分類別) n=540

	n	増加した	減少した	変わらない
全体	540	14(2.6%)	69(12.8%)	457(84.6%)
第1種	314	8(2.5%)	**14(4.5%)	**292(93.0%)
第2種	17	1(5.9%)	**12(70.6%)	**4(23.5%)
特例第2種	62	1(1.6%)	**23(37.1%)	**38(61.3%)
その他	147	4(2.7%)	20(13.6%)	123(83.7%)

青: 高い、赤: 低い

\*\* P<0.01

表2 利用者数や売上の変化(受動喫煙対策別) n=633

	n	増加した	減少した	変わらない
敷地内禁煙	168	*9(5.4%)	**7(4.2%)	*152(90.5%)
建物内禁煙	230	3(1.3%)	*21(9.1%)	**206(89.6%)
喫煙室	127	3(2.4%)	**29(22.8%)	**95(74.8%)
喫煙コーナー	78	2(2.6%)	*16(20.5%)	60(76.9%)
時間分煙	19	0(0%)	**7(36.8%)	**12(63.2%)
その他	11	0(0%)	2(18.2%)	9(81.8%)

青: 高い、赤: 低い

\* P<0.05 \* P<0.01

表3 神奈川県受動喫煙条例後の従業員の喫煙行動

単位：施設数 (%)

	n	禁煙する人が増えた	喫煙本数を減らす人が増えた	喫煙する人が増えた	喫煙本数が増えた	特に変化はない	
条例分類	第1種	395	89(22.5)	50(12.7)	3(0.8)	3(0.8)	250(63.3)
	第2種	25	4(16.0)	5(20.0)	0(0.0)	0(0.0)	16(64.0)
	特例第2種	106	12(11.4)	13(12.3)	1(0.9)	1(0.9)	79(74.5)
	その他	210	42(20.0)	40(19.0)	2(1.0)	0(0.0)	126(60.0)
	合計	736	147(20.0)	108(14.7)	6(0.8)	4(0.5)	471(64.0)
受動喫煙対策	敷地内禁煙	199	47(23.6)	27(13.6)	1(0.5)	0(0.0)	124(62.3)
	建物内禁煙	281	67(23.8)	41(14.6)	4(1.4)	1(0.4)	168(59.8)
	喫煙室	159	39(24.5)	32(20.1)	0(0.0)	2(1.3)	86(54.1)
	喫煙コーナー	106	15(14.2)	21(19.8)	0(0.0)	0(0.0)	70(66.0)
	時間分煙	27	4(14.8)	9(33.3)	0(0.0)	0(0.0)	14(51.9)
	その他	15	2(13.3)	1(6.7)	0(0.0)	0(0.0)	12(80.0)
	合計	787	174(22.1)	131(16.6)	5(0.6)	3(0.4)	474(60.2)
受動喫煙対策実施の有無	実施している	680	* 143(21.0)	102(15.0)	5(0.7)	3(0.4)	427(62.8)
	実施していない	61	* 6(9.8)	9(14.8)	0(0.0)	0(0.0)	46(75.4)
	合計	741	149(20.1)	111(15.0)	5(0.7)	3(0.4)	473(63.8)

青：高い、赤：低い

\* P<0.05

る」施設は、「禁煙する人が増えた」が多かった(p<0.05)。条例分類別、受動喫煙対策別については、「禁煙する人が増えた」との有意な差は認められなかった。

5. 受動喫煙防止対策推進動機 (図3)

全体では今後、受動喫煙対策を予定している理由(複数回答)は、「受動喫煙は健康に影響を与える可能性があるため」が最も多く130施設(64.7%)、「健康増進法」106施設(52.7%)、「神奈川県受動喫煙防止条例」93施設(46.3%)と続いた。

条例分類別で見ると、第1種とその他施設は、「受動喫煙は健康に影響を与える可能性があるため」がそれぞれ73施設(62.4%)、48施設(81.4%)と最も多く、第2種は、「神奈川県受動喫煙防止条例」が4施設(80%)、特例第2種は、「健康増進法」が12施設(85.7%)と、それぞれ最も多かった。

6. 受動喫煙防止対策未実施理由 (図4)

受動喫煙対策を実施しないと回答した28施設の未実施理由は、「受動喫煙防止は、喫煙者のマナーの問題であるため」が最も多く7施設(25.0%)、「喫煙室を設ける

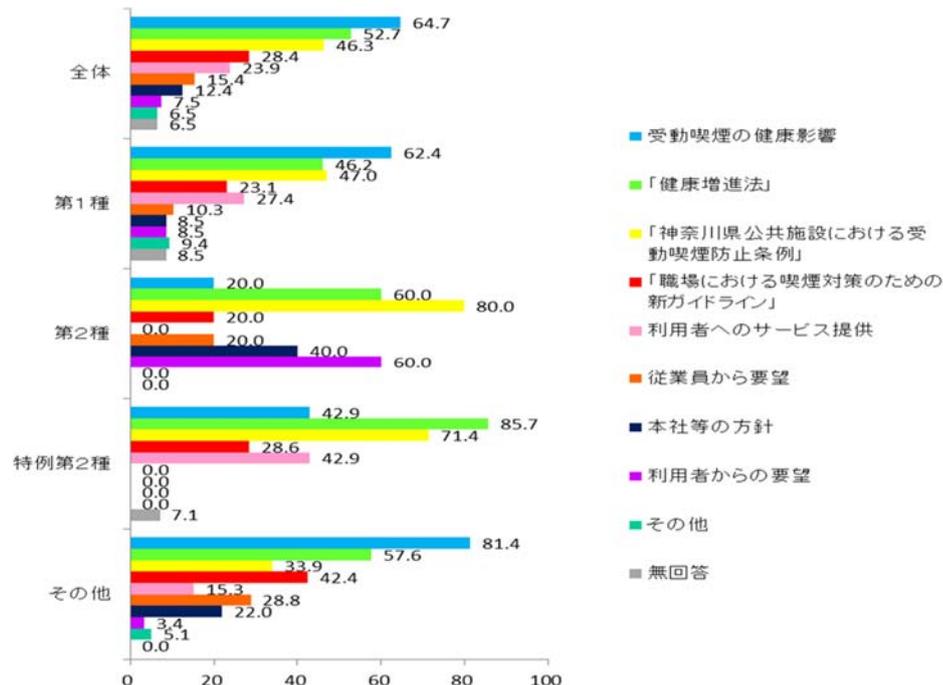


図3 受動喫煙防止対策推進動機 (n=201)

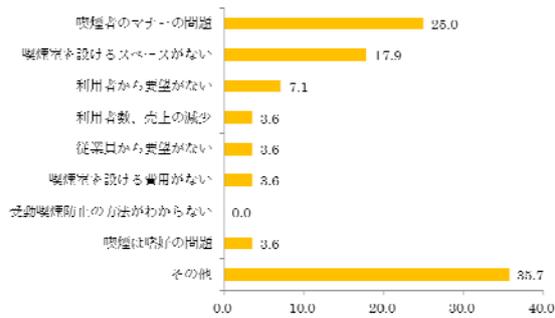


図4 受動喫煙防止対策未実施理由 (n=28)

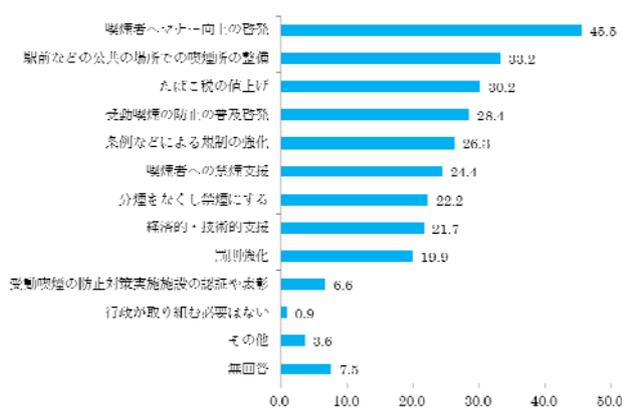


図5 受動喫煙対策推進のために行政に望むこと (n=918)

スペースがないため」5施設 (17.9%)、「利用者から要望がないため」が2施設 (7.1%)と続いた。またその他の10名 (35.7%)中6名は、従業員、利用者ともに非喫煙者であるため、4名は、経営者が喫煙者のために未実施理由に挙げた。

### 7. 受動喫煙対策を効果的に進めるために行政に望むこと (図5)

受動喫煙対策推進のために、行政が取り組むことが望ましい対策 (複数回答) は、「喫煙者へのマナー向上の啓発」が最も多く418施設 (45.5%)、「駅前などの公共の場所での喫煙所の整備」305施設 (33.2%)、「たばこ税の値上げ」277施設 (30.2%)と続いた。また行政が取り組む必要はないは、8施設 (0.9%)と最も少なかった (図5)。

条例分類別で見ると、第1種と特例第2種では、「喫煙者へのマナー向上の啓発」が210施設 (43.4%)、116施設 (44.4%)と最も多く、第2種では、「駅前などの公共の場所での喫煙所の整備」が最も多く16施設 (59.3%)であった。「優先順位1」で見ると、「喫煙

者へのマナー向上の啓発」が最も高く132施設 (14.4%)、「たばこ税の値上げ」94施設 (10.2%)と、これらの2項目のみが、10%超の高い比率となった。

### 8. 意見・感想

175施設が回答した意見・感想を見ると全体では、「罰則の強化」「行政の取り組みが不十分」といった規制の強化を望む意見が92施設 (52.5%)と最も多く、「たばこ税の値上げ」「禁煙のきっかけはたばこ税値上げ」といったたばこ税を挙げたものが32施設 (18.3%)、「分煙の徹底・強化」24施設 (14.2%)、「教育・啓発」22施設 (12.6%)、「歩きたばこ対策強化」16施設 (9.1%)の順で多かった。

条例分類別で見ると、「特例第2種」では、「行政 (国・県)・医師などが主体となって啓発活動すべき」が最も多く6施設 (20.0%)であった。

## IV. 考察

### 1. アンケート調査結果の考察

#### (1) 条例の認知・実施状況・売上

本条例施行後6カ月 (2010年9月)時点での条例の認知度は全体で、88.6%と高く、内容、実施時期ともに知っている回答者が大半を占め、認知度の高さが伺えた。

条例開始前に実施された (2009年11月)神奈川県調査<sup>5)</sup> (内容まで知っている31.8%)と比較しても認知度は大幅に高くなっていた。また条例後の喫煙対策については、全体では、「変わらない」、「強化された」の順で多かったが、第2種は、「強化された」が8割であり、努力義務である特例第2種も4割を占めた。これは第1種に分類された「病院」や「官公庁」などはすでに条例施行以前に、「建物内禁煙」等の高いレベルの受動喫煙対策が実施されている施設が多く、むしろ今回の条例により、より受動喫煙対策が強化されたのは、受動喫煙対策が遅れていた第2種や特例第2種であることが分かった。

受動喫煙対策実施後の、利用者や売上の変化から禁煙施設は、あまり影響を受けず分煙施設における利用者や売上の減少が大きいことが分かった。本条例施行前から「飲食店」等の団体を中心に売上の減少が懸念されていた。本調査でも第1種施設と比較し第2種、特例第2種の売上の減少が多いことが分かったが、減少したのは、禁煙

施設ではなく分煙施設であった。

本条例で示す「禁煙」は喫煙所設置を含んでいる<sup>4)</sup>。これは、一般的には「分煙」と考えられる。したがって本条例は明確に禁煙を目指した条例ではない。本調査結果から、むしろ喫煙所を含まず明確に一律「禁煙」を目指すことが売上減少を防げるのではないかと考えられた。禁煙条例施行後の飲食店やバーなどの売上について報告されている論文は数多くあるが、完全禁煙施行後、レストラン<sup>6)</sup>、バー<sup>7)</sup>の売上は低下せず、観光客は減少しないことが明らかとなっている。

また「禁煙スタイル(主宰岩崎拓哉)」が2008年に禁煙飲食店に行った調査(176店舗回答)でも、2006年時点での調査では、禁煙店舗にしたことで、「売上が減少した」店舗が42%と最も多かった。しかし、2008年になると「変わらない」が39%と最も多くなっており、岩崎氏は、「社会的にも禁煙への理解が高まっていることがデータから裏付けられるとしている」<sup>8)</sup>。

受動喫煙対策を飲食店にも広げるためには、社会が禁煙の重要性を理解し認識することは、不可欠である。今回の調査でも社会の禁煙化への意識改革が進んできたとの傾向が推測される結果となった。本研究から禁煙施設に比較し分煙施設の売上減少が多いことが確認されたが、今後、売上変化の客観的な確認を受動喫煙対策別に大規模調査でも実施し、検討を加える必要があると考える。

## (2) 条例後の喫煙行動・実施理由・未実施理由・行政への要望

条例施行後、受動喫煙対策を実施している施設は、「禁煙する人が増えた」が有意に多かった。条例による受動喫煙対策の推進は、従業員の禁煙行動の促進因子の一つである可能性が示された。これは何らかの受動喫煙対策を実施している施設は、受動喫煙および受動喫煙対策の必要性の認識ができており、さらに条例施行がきっかけとなり従業員の禁煙行動につながったものと推測される。

海外の報告でも、職場の禁煙化で喫煙率は3.8%低下するとの報告があるが<sup>9)</sup>、今回の調査では、受動喫煙対策別の有意な違いはなく、また2010年10月より実施されたたばこ税の値上げの影響もある、と考えられるので、今後、縦断的調査や全国レベルの大規模調査で検討を加える必要がある。

受動喫煙対策を予定している理由は、「受動喫煙は健康に影響を与える可能性があるため」、「健康増進法」、「受動喫煙防止条例ため」の順で多く、受動喫煙による健康影響への認識や法令の施行が受動喫煙対策の促進要因であることが分かった。

受動喫煙対策を実施しない理由は、「受動喫煙防止は、喫煙者のマナーの問題であるため」、「喫煙室を設けるスペースがないため」「利用者からの要望がない」と続き、「受動喫煙」の健康影響などその重要性への認識不足や、喫煙室確保のためのスペースなどの物理的問題が受動喫煙対策推進の阻害要因になっていることが分かった。これは、中央労働災害防止協会の「職場における喫煙対策の実施状況についての調査」の調査結果でも「喫煙室を設けるスペースがないため」は、喫煙対策を実施しない理由のトップに挙げられている。「喫煙室」の選択が示されていることが、受動喫煙対策推進を阻害している可能性が示された。

行政への要望として、「喫煙者へのマナー向上の啓発」、「駅前などの公共の場所での喫煙所の整備」、「たばこ税の値上げ」を30%以上の者が望んでいた。

「優先順位1」で見ると、「喫煙者へのマナー向上の啓発」が最も高く、次いで「たばこ税の値上げ」、これらの2項目のみが、10%超の高い比率となった。条例開始前に実施された神奈川県調査でも「喫煙者へのマナー向上の啓発」が行政への要望として最も多く、喫煙者への教育が、依然、求められていることが分かった。

一方、ニコチン依存という喫煙習慣の本質や受動喫煙の重要性を考えれば、「喫煙者のマナー」という喫煙者の主体性に任せた対策では限界がある。喫煙者への禁煙支援もあわせて実施するとともに、受動喫煙の重要性を喫煙者のみならず非喫煙者も含め、情報提供・啓発・教育していくことも重要であると考えられた。また、直近のたばこ政策として、2010年10月に実施され効果を実感したと思われる「たばこ税の値上げ」は、自由記載欄でも最も意見が多く、依然、期待感が大きいことが分かった。

また、「駅前などの公共の場所での喫煙所の整備」の要望が多いが、背景として、自由記載欄においても、歩きタバコの増加や強化等を指摘する声が多くよせられていた。これにより、施設内だけでなく歩きタバコ対策という施設外での取り組みへの要望が高まってきているも

のと考えられた。

条例開始前に実施された神奈川県調査と比較<sup>4)</sup>、要望が増えているのは、「条例による規制の強化」が17.3%から26.3%へ「受動喫煙対策へ積極的に取り組む施設や団体への認証や表彰」が2.2%から6.6%であった。受動喫煙対策へ取り組む施設が増えたことで、更なる条例の進化を求める声と努力への評価を求める声が高まってきている、と考えられた。

本調査は、918施設から回答が得られたが回収率は、30%にとどまった。したがって本調査に特に感心の高い者が回答したとのバイアスが推測される。今後、神奈川県を含む大規模調査による検証とともに、縦断調査により更に詳細な検討を加える必要があると考える。

## V. 結 論

条例の認知度は高く、利用者数や売上の変化は分煙等不完全な受動喫煙対策を行った施設で減少傾向を認めた。受動喫煙対策推進理由から受動喫煙による健康影響への認識や法令の施行が受動喫煙対策の促進要因であり、受動喫煙への認識不足や、喫煙室設置スペースが阻害因子となっていることが分かった。

以上のことから、喫煙所を含まない一律「全面禁煙」を明確に謳った政策の実施が必要であると考えられた。また受動喫煙対策推進のためには、喫煙者のみならず非喫煙者を含むより多くの人々に、受動喫煙の害や禁煙の必要性、WHOの「たばこ規制枠組み条約」等、海外の動向も含めて理解を高めるべく、さらに情報提供・啓発していくことが重要であると考えられた。

## VI. 謝 辞

本研究にご協力いただきました神奈川県保健福祉局保健医療部たばこ対策課企画広報グループの皆様や、各施設管理者の皆様方に感謝申し上げます。

## 引用文献

- 1) The health consequences of involuntary exposure to tobacco smoke :a report of Surgeon General (2006). Availableonlineat:http://

- www.surgeongeneral.gov/library/Secondhandsmoke/Accessedfor Nov. 6. 2009.
- 2) World Health Organization : WHO Report on the Global Tobacco Epidemic. 2009:Implementing smoke-free environments. Available online at :http://int/publications/2009/9789241563918\_eng\_full.pdf/ Accessed for June 8. 2010
- 3) 安全で快適な千代田区的生活環境の整備に関する条例 施行規則 2013年3月14日 http://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/machizukuri/sekatsu/jore/shikokisoku.html
- 4) 神奈川県:神奈川県公共施設における受動喫煙防止条例2009. [Online] .2010[cited 2009 Mar 31]; Available from :URL: http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/life/23022\_165417\_misc.pdf
- 5) 神奈川県:平成21年度受動喫煙に関する県民意識調査及び施設調査の結果報告.[Online] .2010[cited 2009 Mar 31]; Available from:URL: http://www.pref.kanagawa.jp/prs/p32568.html
- 6) Stanton G, Lisa S:The Effect of Ordinances Requiring Smoke-free Restaurant Sales.American Journal of Public Health 1994;81(7):1081-1085.
- 7) Impact of a smoking ban on restaurant and bar revenues-EI Paso, Texas, 2002. [Online] .2002[cited 2004 Feb 27]; Availablefrom:URL: http://www.cdc.gov/mmwr/preview/mmwrhtml/mm5307a2.htm
- 8) 岩崎拓哉.禁煙飲食店の成功法則 東京:株式会社I T Sスタイル, 2008:47-112
- 9) Caroline M Fichtenberg, Stanton A Glantz:Effect of smoke-free workplaces on smoking behaviour:systematic review. BMJ, 325, 2002:188-91
- 10) 中央労働災害防止協会中央快適職場推進センター:平成21年度厚生労働省委託事業 平成21年度職場における受動喫煙対策に係る調査研究委員会報告書。2010; 13-40

## Influences of the Kanagawa Prefectural Government Ordinance on Prevention of Exposure to Secondhand Smoke in Public Facilities on passive smoking measures in workplace .

-The first report based on considerations results of a questionnaire survey after enforcement of the Kanagawa Prefectural Government Ordinance on Prevention of Exposure to Secondhand Smoke in Public Facilities-

### Abstract

**Purpose:** To understand the actual status after the enforcement of the Kanagawa Prefectural Government Ordinance on Prevention of Exposure to Secondhand Smoke in Public Facilities, and to investigate factors that facilitate or inhibit the implementation of measures against passive smoking.

**Subjects and Methods:** A questionnaire survey was carried out using a self-reporting questionnaire about the actual status at public facilities in Kanagawa Prefecture after enforcement of the Ordinance.

**Results:** The results of the questionnaire survey of 918 facilities revealed that the rate of awareness of the Ordinance was 88.6%, overall, after 6 months of enforcement of the Ordinance, and measures against passive smoking were enhanced after the Ordinance in 38% of the facilities. Facilities at which the number of users and the sales amount remained unchanged after the Ordinance accounted for the highest proportion, 56.3%. There were significant differences according to the measures taken against passive smoking; the sales amount decreased prominently at facilities that provided separate areas for smokers. Facilities that had a plan for promoting measures against passive smoking cited the following reasons for such promotion (in descending order of frequency): "...because passive smoking may affect people's health," "...because of the Health Promotion Act," and "...because of the Passive Smoking Prevention Ordinance." At facilities where there was no such plan, the absence of the plan was explained as follows: "prevention of passive smoking is a matter of the smokers' choice," and "there is no space for setting up a smoking compartment."

**Conclusion:** The rate of awareness of the Ordinance was high, and the number of users and the sales amount tended to have decreased at facilities with imperfect measures in place against passive smoking, such as separation of smoking areas. It became apparent that measures against passive smoking were promoted by law enforcement and the recognition of health hazards from passive smoking, and inhibited by poor recognition of the issues of passive smoking and the need of space for setting up a smoking compartment.

**Keywords :** Kanagawa Prefectural Government Ordinance on Prevention of Exposure to Secondhand Smoke in Public Facilities, passive smoking measures in workplace , sales , questionnaire